

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いひとづくり

第1節 防災知識の普及

町は、災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人一人が日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住民に対する防災教育	防災課	
第2 学校等における防災教育	教育総務課	県（教育委員会）
第3 職員に対する防災教育	防災課、秘書広報課	
第4 防火管理者等に対する防災教育	総務課	
第5 災害教訓の伝承	総務課	

第1 住民に対する防災教育

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、各防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人一人が災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

町は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで、住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

1 普及啓発の内容

普及する知識は、次の点に重点をおき、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する。

(1) 災害の知識

- ア 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- イ 各防災関係機関の防災体制及び活動内容
- ウ 地域の災害危険箇所
- エ 過去の主な災害事例及びその教訓

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー及び生活必需品の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
 - エ 避難場所・避難所・避難路の確認及び家族との連絡方法等の確認、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - オ 自主防災組織活動、防災訓練などへの参加
 - カ 各自感染症対策に必要な備品の準備
 - キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (3) 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法、初期消火、救出救護活動、応急手当の方法
 - イ 情報の入手方法
 - ウ 自家用車の使用自粛等の注意事項
 - エ 要配慮者への支援
 - オ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - カ 避難生活に関する知識
 - キ 家族の安否確認方法
 - ク 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養管理

2 普及啓発の方法

- (1) パンフレット等による啓発
- ア 広報紙、防災パンフレット等の作成・配布
 - イ 町ホームページ等による啓発
 - ウ 自治会有線放送、デジタルMC A同報通信システム、広報車の巡回等
- (2) 活動等を通じた啓発
- ア 講演会、防災展等の開催
 - イ 映画、スライド上映会の開催
 - ウ 住民参加型防災訓練の実施
 - エ 地域社会活動の促進・活用
- (3) 避難訓練（特に水害のリスクがある学校）等

3 被災者等への的確な情報伝達活動

防災関係機関は、災害時における放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達が効果的、効率的に図られるよう、平常時から他の防災関係機関との連携に努めるとともに、安否情報の確認手段についての普及啓発に努める。

第2 学校等における防災教育

学校等における防災教育は、災害安全に関する教育と同義で、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものであり、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ため、園児・児童・生徒の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じた展開が必要である。

町は、防災意識の高揚を図るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を支援する。

1 学校等における防災教育のねらい

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにすること。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校（園）、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにすること。

2 各校種ごとの目標

発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、各校種ごとの目標により園児・児童・生徒の発達の段階を考慮し指導する。

なお、障害のある園児・児童・生徒については、各校種ごとの目標のほかに、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるように配慮する。

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるようになること。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができるようになること。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できるようになること。

3 防災教育の内容

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (5) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (6) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (7) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (8) 災害時における心のケア

4 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点項目・指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の防災関係機関との連携などの概要について明確にしたうえで、項目ごとに整理するなどして作成する。

指導計画作成にあたっての配慮事項

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校等が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要があること。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにすること。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせること。
- (4) 避難訓練の計画を立てるにあたっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、浸水など多様な災害を想定すること。
- (5) 訓練の実施時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定するものとし、その際は、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、園児・児童・生徒が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮すること。
- (6) 学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮すること。
- (7) 避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、町の防災担当部局と連携して、計画実施に努めること。
- (8) 防災教育の授業を実施するにあたっては、園児・児童・生徒が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用するとともに、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努めること。
- (9) 園児・児童・生徒が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討すること。
- (10) 障害のある園児・児童・生徒について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫すること。特別支援学級を設置している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用すること。
- (11) 防災教育の推進にあたっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討するものとし、その際、地域の防災関係機関、自主防災組織等との情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにすること。
- (12) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促す等、日頃から「開かれた学校づくり」に努めること。
- (13) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し、実施すること。
- (14) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」などに関して、児童・生徒による自己評価を実施すること。
- (15) 外部評価の導入も積極的に検討し、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や防災関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用すること。

5 教育の方法

教育にあたっては、防災教育に関する指導計画に基づき、次のような方法で行う。

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 防災をテーマにした図画、作文の作成
- (3) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (4) 特別活動を利用した教育の推進

6 教職員に対する防災研修

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第3 職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、次のような個人の役割分担等に関する講習会、研修会等を実施するとともに、防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

- 1 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- 2 災害対策活動の概要
- 3 災害時の役割の分担
- 4 災害時の指揮系統の確立
- 5 その他必要な事項

第4 防火管理者等に対する防災教育

町及び県は、防火管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第2節 自主防災体制の整備

住民及び事業所等による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自主防災組織の育成	防災課	磯城消防署
第2 企業防災の促進	防災課、地域産業推進課	田原本町商工会
第3 地区防災計画の作成	防災課	
第4 救助・初期消火活動の支援	防災課	

第1 自主防災組織の育成

町は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

1 実施責任者

- (1) 町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための住民活動の推進に努める。
- (2) 住民は、災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

2 自主防災組織の結成促進

住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自治会等を単位とした自主防災組織の結成を促進するものとし、その際、女性の参画の促進に努める。

また、住民においては、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、自主的な防災組織づくりに主体的に参加する。

3 自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、おおむね情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等で構成するが、これらについては、それぞれの組織において、その活動がより効率的に行われるよう、町及び磯城消防署と協議のうえ、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めて活動する。

4 活動内容

(1) 平常時の活動

ア 地震、風水害のほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発

防災新聞等による避難勧告等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、

言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等

イ 地域における危険箇所の把握

町が作成したハザードマップの現地情報確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等

ウ 地域における消防水利の確認

消火栓の位置確認と保守点検、ため池・川などの把握と現状確認等

エ 家庭における防火・防災予防上の措置及びその啓発

家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等

オ 地域における情報収集・伝達体制の確認

有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難勧告等の避難情報の伝達訓練等

カ 要配慮者の把握

要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等

キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認

ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等

ク 防災資機材の整備、配置及び管理

バール、のこぎり、ジャッキ等の整備、発電機動作確認、消火器の点検等

ケ 防災訓練の実施及び町等が実施する訓練への参加

初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等

コ 各自感染症対策に必要な備品の準備

(2) 災害時の活動

ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止

イ 負傷者の救出救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送

ウ 地域住民の安否確認

エ 正しい情報の収集、伝達

オ 避難誘導と早期に自主避難が可能な場合はその勧誘

カ 避難所の運営、避難生活の指導

キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

5 育成方法

自治会単位の自主防災組織の育成に努め、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で活性化を支援する。

(1) 自主防災組織の必要性の啓発など、各コミュニティへの個別指導・助言

(2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）

(3) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援・指導

(4) 防災リーダーの育成

(5) 防災拠点施設の整備、防災資機材の給付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援

(6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

(7) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

6 各種組織の活用

まとい会、磯城婦人防災クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

7 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、自主防災組織防災計画の作成、啓発資料の作成、情報の提供、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

第2 企業防災の促進

町は、従業員及び利用者等の安全確保と、企業・事業所における災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識させ、防災活動の推進や被災後速やかに事業を再開できるようにするための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

(1) 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める、

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 平常時の対策

ア 体制、設備の整備

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害

(爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等)の防止対策等を講じる。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

イ 従業員の安全確保等

従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努める。

ウ 事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定し、運用するよう努め、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。

なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成するよう努める。

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 商工団体等の役割

田原本町商工会等は、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第3 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第4 救助・初期消火活動の支援

町は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、河川防災ステーション、各避難所、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-1 自主防災組織一覧表

資料編 2-1-2 田原本町自主防災組織補助金交付要綱

第3節 消防団による地域防災体制の充実強化

消防団の育成や消防団員数の確保に努めるとともに、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努め、防災力・消防力の強化を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消防団の役割	防災課	田原本町消防団
第2 他の組織との連携	防災課	田原本町消防団、磯城消防署
第3 消防団員数の確保	防災課	

第1 消防団の役割

田原本町消防団は、町と連携し、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

田原本町消防団は、町と連携し、以下のように他の組織との関係強化に努める。

1 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる磯城消防署との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動・図上訓練

2 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との関係

団員を雇用している事業所等の理解と協力を得るための取り組み、事業所等の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度の創設・充実
- (2) 事業所等の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて田原本町消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

田原本町消防団は、以下のように消防団員数の確保に努める。

1 総団員数の確保

要員動員力等の特性を發揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 若年層の入団促進と高齢化への対応

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。

また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

第4節 防災訓練の実施

町は、災害発生時において、住民（自主防災組織等）、県、その他防災関係機関等と連携して防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくし、人命を守るために重要であるため、水防月間、全国火災予防運動等を通じて、住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等の積極的かつ継続的な実施に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 総合防災訓練	防災課、関係各課	
第2 個別防災訓練	防災課、関係各課	
第3 各地域での防災訓練	防災課、関係各課	

第1 総合防災訓練

町及び県は、単独又は共同して、防災関係機関等の連携体制の強化及び地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進する等、住民の防災意識の向上を図ることを目的として、防災関係機関等の参加と住民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

第2 個別防災訓練

町、県及びその他防災関係機関等は、単独又は共同して、下記の防災訓練を実施する。
また、地震、水害等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

- 1 非常参集訓練
- 2 水防訓練
- 3 非常通信訓練
- 4 図上の訓練

第3 各地域での防災訓練

1 訓練の考え方

町は、第2次奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に、大規模災害を想定した訓練を行うものとし、訓練の実施にあたっては、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施して訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

2 町

町は、災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施する。

なお、避難訓練の実施に当たっては、自力避難が困難な高齢者や障害者等の要配慮者への避難行動支援も踏まえて実施する。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう留意する。

- (1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
- (2) 避難所開設・運営訓練
- (3) 安否確認訓練
- (4) 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味など、防災知識を得るための研修会等

3 防火管理者

消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施し、実効性のある消防計画及び自営消防体制の確保等を進める。

4 その他

特に、災害時には状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、町は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第5節 要配慮者の安全確保

町は、災害時における自力避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するため、福祉のまちづくりを推進する。

また、要配慮者は災害時に被害を受ける可能性が高いため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、地域住民や自主防災組織と協力しながら、避難支援体制の確立に努めるとともに、在宅の要配慮者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策を推進する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 福祉のまちづくりの推進	健康福祉課、長寿介護課	町社会福祉協議会
第2 要配慮者避難体制の整備	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課、防災課	磯城消防署、田原本町消防団、町社会福祉協議会、天理警察署
第3 避難支援プランの作成	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	町社会福祉協議会
第4 在宅の要配慮者対策	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	町社会福祉協議会
第5 社会福祉施設等における対策	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	
第6 外国人等への対策	地域産業推進課	町社会福祉協議会

第1 福祉のまちづくりの推進

町は、要配慮者に配慮したまちづくりを推進するため、地域社会・環境の整備を図る。

- 1 町内の社会福祉施設、民間福祉団体、町社会福祉協議会等との相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。
- 2 公共施設の整備・改善を推進し、要配慮者の積極的な社会参加の促進とともに、地域住民相互間の交流と支え合いによるコミュニティ活動の基盤整備を推進する。
- 3 民間施設についても、住民、企業、防災関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

第2 要配慮者避難体制の整備

町は、福祉部局、防災関係部局、防災関係機関と連携し、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下この節において「指針」という。）」に基づき、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

第3 避難支援プランの作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された指針に基づき、町地域防災計画の下位計画として「避難支援プラン（全体計画）」を作成する。なお、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援等を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

1 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援等には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）と連携のもと、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

また、必要に応じて消防機関、警察、自主防災組織、町社会福祉協議会、社会福祉事業者等に協力を要請する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 自治会長
- (3) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が田原本町内の自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、町に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (1) 単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者（75歳以上）で要支援1・2又は要介護1・2

の認定を受けている者

- (2) 要介護認定3以上の者
- (3) 障害者手帳1・2級（肢体、視覚、聴覚・言語、内部）を所有する者
- (4) 療育手帳A判定所持者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (6) 重症難病患者（特定疾病医療受給者）
- (7) その他避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

3 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

- (2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を検討するとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を各課で保管する。

4 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

- (1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

- (2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたっては、個人情報の保護に関する法律や田原本町個人情報保護条例等に留意し、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要な事項に変化が生じた時は、その情報を町及

び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

5 名簿情報の漏えい防止措置

町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じる。

(1) 町が講じる措置

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取り扱いに関する研修を開催する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置

ア 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止

イ 避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管

ウ 受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止

エ 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定

オ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

6 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行う事ができるための通知又は警告の配慮

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

(1) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(2) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

(3) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

8 避難誘導体制の整備

(1) 避難支援プラン（個別計画）の作成

町は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援方策等を記載した避難支援プラン（個別計画）を作成する。

避難支援プラン（個別計画）の作成にあたっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援等関係者、避難所、避難方法等について確認するものとし、避難場所やその避難経路、避難時に危険な場所等はないか、避難行動要支援者を誘導する際、支障となる段差等はないかなど、実地調査等を通じて確認し、それをマップに落とし込むことで避難経路の判断などに役立てるものとする。

また、避難支援プラン（個別計画）は、個人情報保護に留意のうえ、避難行動要支援者本人だけでなく、避難支援等関係者にも配布し、地域で情報共有しておくよう努める。

(2) 避難支援者の定め方

避難支援者を定めるにあたっては、避難支援等関係者自身が被災する場合等もあることから、複数の避難支援等関係者を定めるよう努めるものとし、一人の避難支援等関係者が何人もの避難行動要支援者を支援するような個別計画を作成することは避けるよう配慮する。

なお、重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り介護老人社会福祉施設、介護老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

第4 在宅の要配慮者対策

町は、災害発生時における在宅の要配慮者の安全確保のため、対象者を把握し、防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。

1 在宅の要配慮者の把握

地域住民、民生児童委員、町社会福祉協議会等の協力を得て、対象者の状況把握に努める。ただし、これらの対象者情報については、プライバシー保護の立場からその管理・取り扱いに十分注意する。

2 防災指導・啓発

広報等によって在宅の要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対して要配慮者の状況及び地域実態を考慮し、防災指導・啓発を行う。

(1) 在宅の要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、防災対策に対する協力体制づくりに取り組む。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう環境づくりに努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加を勧める。

(2) 地域住民に対する指導・啓発

- ア 自治会等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の在宅要介護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に在宅要介護者及びその家族が参加するよう働きかける。

3 情報連絡手段の整備

災害発生時に、情報入手が困難な障害者等に対する情報伝達手段の整備を推進する。

4 安全機器の普及促進

災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備等安全機器の普及促進に努める。

5 避難対策

(1) 避難所の整備

ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び必要に応じ仮設トイレ・スロープの確保に努める。

イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護等ニーズに応じた支援活動を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から町社会福祉協議会等との連携に努める。

(2) 福祉避難所の充実強化

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された施設を福祉避難所として指定する必要がある。そのため、町は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設、ふれあいセンターなどで、耐震やバリアフリーの構造を備え、テレビ・ラジオといった情報関連機器が整備され、避難した要配慮者を支援する介助員を置くことができる福祉避難所の充実強化に努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

なお、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

(3) 転送体制の整備

ア 入所可能な社会福祉施設を把握する。

イ 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

第5 社会福祉施設等における対策

要配慮者利用施設の所有者又は施設管理者は、町と連携し、災害発生時における通入所者の安全確保のため、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との

連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び附属する危険物を常時点検する。

また、火気の取り扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、通入所者の安否確認も含め、速やかな確認体制・緊急連絡先の整備を行う。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の通入所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

第6 外国人等への対策

町は、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域での支援体制づくりに努める。

1 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、県及び町は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、町及び県は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、町及び県は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、町及び県は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震や大規模水害、台風等の発生により公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者*の発生が予想されるため、町は、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、大阪府北部地震等の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

※ 帰宅困難者の定義

大規模地震や大規模水害、台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して町内に滞在している者及び町内から外出して町外に滞在している者のうち、交通機関の途絶等により、自宅への帰宅が困難になる者

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 帰宅困難者対策の普及啓発	防災課	
第2 帰宅困難者への支援体制の整備	防災課	

第1 帰宅困難者対策の普及啓発

町は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行う。

1 住民への普及啓発

災害発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて意識啓発を図る。

2 企業等への普及啓発

出勤時間帯では出勤の停止を、帰宅時間帯では従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布等の備蓄について啓発を行う。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

災害発生時の利用者の安全確保に関する計画の作成や、施設の安全確保対策について啓発を行う。

第2 帰宅困難者への支援体制の整備

町は、以下のように帰宅困難者の支援体制に必要な体制の整備に努める。

1 情報提供の体制づくり

避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

2 一時滞在施設の確保

幹線道路沿いに、道の駅等等公共施設等を活用した一時滞在施設を配置し、水、食料、トイレ、情報等の提供が行えるよう努める。その際、コンビニエンスストア、外食事業者等の民間事業者の協力を求める。

第7節 ボランティア活動支援環境の整備

町は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、平常時から町及び県の社会福祉協議会と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 受入体制の整備	健康福祉課	町社会福祉協議会
第2 人材の育成	健康福祉課	町社会福祉協議会
第3 活動支援体制の整備	健康福祉課	町社会福祉協議会

第1 受入体制の整備

町は、災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

1 受入窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、必要に応じ災害ボランティアセンターを設置するなど、平常時から町社会福祉協議会との間で円滑な情報交換・連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う事前登録に関する協力を努める。

第2 人材の育成

町は、災害時における活発なボランティア活動が展開できるよう、災害ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

1 ボランティアの育成

町社会福祉協議会と連携し、ボランティア学習講座を開催するなどボランティア活動を行う人材

を育成するとともに、災害時に迅速かつ的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

2 災害ボランティアコーディネーター等の養成

町社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部、その他ボランティア活動推進機関・関係団体等と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

3 意識の高揚

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事等を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

第3 活動支援体制の整備

町及び県は、町及び県の社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらと異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災機能強化

町は、町域における災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、県及び防災関係機関と連携のもと、まちの防災構造の強化を行う。

また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、都市公園等においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害に備えた計画的なまちづくり	防災課、まちづくり建設課	
第3 防災空間の確保	まちづくり建設課	
第4 都市基盤施設の耐震対策及び防災機能の強化	まちづくり建設課、下水道課	奈良国道事務所、 中和土木事務所、 近畿日本鉄道株式会社

第1 災害に備えた計画的なまちづくり

町は、次の事項に配慮のうえ、災害に備えた計画的なまちづくりを推進する。

1 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

また、各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難地の体系的な整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、田原本町都市計画マスタープランに定める防災に関する方針と都市計画との連携により、防災構造の強化に努める。

また、地震時の市街地火災等を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域、密集市街地については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定又は拡大に努め、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

第2 災害に強いまちづくり施策

1 中心市街地整備の方針

本町においては、近鉄田原本・西田原本駅前広場の整備を完了させ、一定の都市機能の更新は図られているが、今後も継続的に中心市街地の面的な防災機能の向上に努める。

また、防災上の観点より、建築物の壁面の後退、垣又は柵の構造制限等の地区計画や緑地協定を定め、敷地内空間の確保や民有緑地の保全・整備を推進する。

(1) 駅周辺地区

駅前広場整備と、市街地再開発により、新しい高度な都市サービス機能を形成する。

(2) 商業業務地区

駅周辺地区の南側において、都市計画道路王寺田原本桜井線を主軸とする商業業務地を形成する。

(3) 旧陣屋町地区

伝統的町家景観を活かしつつ、老朽住宅の密集等による災害危険性の低減に努めるため、居住環境・公共施設及び生活環境施設の整備を促進する。

2 各種事業の活用

県をはじめ防災関係機関と連携のもと、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、既成市街地の避難地、道路、応援、防災まちづくりの拠点施設（耐震性貯水槽整備手法の研究、備蓄倉庫、非常時通信システム等）の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(2) 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

第3 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として活用できる重要な施設である。

このため、町及び防災関係機関は、次の機能を有する施設の整備に努め、防災空間の確保を図る。

1 公園、緑地の防災機能

災害時の避難地、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能

2 道路の防災機能

災害時の緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能

3 河川の防災機能

災害時の一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能

第4 都市基盤施設の耐震対策及び防災機能の強化

町及び防災関係機関をはじめ、都市基盤施設の管理者は、自ら管理する施設について、次の方針に基づき耐震対策を進めるとともに、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 耐震対策の基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、以下の地震動を考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが高レベルの地震動又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。
- (4) 埋土地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路の防災機能の強化

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、定期的にパトロールを実施するとともに、「なら安心みちネットプラン」に基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な耐震対策・防災対策に取り組む。

また、避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅、不法占有物件の除去に努める。

さらに、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

- (1) 道路ストック総点検（道路防災総点検）
 - ア 橋梁、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。
- (2) 道路・緑道の機能充実及び整備
 - ア 道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。
 - イ 避難路、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。
 - ウ 避難所、避難路及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。
 - エ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑

化を促進する。

(3) 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

(4) アンダーパスの整備

道路機能を確保するため、アンダーパスの安全点検を行い、補修等対策工事の必要な箇所について、重要度の高い順に整備を進める。

(5) 道路附帯施設等の整備

街路灯、道路標識、街路樹等の道路附帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

3 公園等の防災機能の強化

公園等の整備を行う際は、災害時に有効な防災機能を有するよう十分考慮し整備を進める。

(1) 都市公園等の整備

災害時における利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう、都市公園、道の駅等の体系的な整備を推進する。

あわせて、貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設としての整備を進める。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、農地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

4 河川・水路の防災機能強化

(1) 河川・水路による災害を防止するため、国や県と協力して堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じて、河川構造物の耐震性の向上に努める。

(2) 河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう整備する。

(3) 災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

5 鉄軌道施設

近畿日本鉄道株式会社は、駅舎、橋梁、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施するとともに、防災機能の強化を図る。

(1) 橋梁の維持補修並びに管理強化

(2) 河川改修に伴う橋梁管理

(3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化

(4) 建物等の維持補修並びに管理強化

(5) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

(6) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化

(7) その他防災上必要な設備管理

6 ため池施設

ため池による災害を防止するため、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

さらに、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

【本節に関する資料】

- 資料編 2-1-3 準防火地域の指定状況
- 資料編 2-1-4 都市計画道路の整備状況
- 資料編 2-1-5 都市計画公園一覧表

第2節 建築物等の安全対策の推進

町は、所管する施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携のもと、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう努める。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 建築物等の耐震対策	まちづくり建設課 (注) 町有建築物は各所管課	
第2 建築物等の防火・安全化対策	防災課、まちづくり建設課	

第1 建築物等の耐震対策

町は、「田原本町耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の町内建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

1 町有建築物の耐震性の確保

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

防災拠点となる庁舎等、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち、中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等を新築する場合、関係省庁連絡会議による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) その他の町有建築物の耐震性の確保

その他の町有建築物の耐震診断については、耐震改修促進法の趣旨、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して「田原本町耐震改修促進計画」に基づいて推進する。

耐震診断の結果、耐震改修が必要な施設については、計画的に耐震改修を促進する。

(3) 非構造部材の耐震対策

町有又は町の管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 民間建築物の耐震性の確保

(1) 耐震性向上の普及啓発

既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広く分かりやすい耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

建築物の重要度を考慮しつつ、「田原本町耐震改修促進計画」に基づいて、災害時に重要な機能を果たすべき建築物や特定建築物（一定規模以上の病院等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震性の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震フォーラム等の実施により指導・啓発を行うとともに、「田原本町既存木造住宅耐震診断事業」の周知に努め、住民に対しても耐震診断・改修の促進を図る。

(4) 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、県と連携のもと、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、関係部署と連携し、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難所、防災拠点施設等の安全確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園・緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能の整備

ア 避難施設への避難及び防災拠点等へ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

イ 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることができるよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための倉庫や防火水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

密集市街地地区において、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の耐震化・不燃化を推進する。

なお、防災対策上重要な緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

3 防災知識の普及

防災関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

4 建築物等の要配慮者対策

建築物等の福祉的整備を図る。

5 ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取り組み強化を図る。

6 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について防災関係機関の指導により安全確保を図る。

7 落下等対策

地震による落下物からの被害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、防災関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

8 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等の家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第3節 文化財保護体制の整備

田原本町に存在する文化財建造物や美術工芸品等は、地震によって直接の被害を受ける可能性が大きいだけでなく、その地域の条件によっては地震後の出火、延焼という二次災害によって文化財そのものが焼損する可能性があり、さらには、未評価の美術工芸品や史料が処分され、散逸するおそれもある。

このため、町は関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家を含めた総合的な対応を行う必要があり、文化財に対する災害予防対策を推進するとともに、災害時には、文化財の保護と修復等に重点をおいた体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 文化財建造物の耐震性向上対策	文化財保存課	
第2 美術工芸品等文化財の予防対策	文化財保存課	
第3 文化財の火災予防対策	文化財保存課	磯城消防署

第1 文化財建造物の耐震性向上対策

文化財建造物の防災対策について、震災の直接被害に対する耐震対策とともに、二次災害としての防火対策も含めて県及び文化庁の指導を受けつつ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月策定）等に則し、必要な対策について進める。

第2 美術工芸品等文化財の予防対策

1 美術工芸品の転倒、転落防止対策

町内の重要文化財等の所有者に対して「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」を送付し、美術工芸品の保存、展示に際しての注意を喚起するとともに、所有者等からの相談に応じる。

また、木造建造物内に保管されている場合も多い保管施設の対策も含め、震災等による転倒、転落防止対策については、今後とも県及び文化庁及び所有者等と協議を行い、必要な対策について検討する。

2 美術工芸品等文化財台帳等の整備

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また、文化財の材質、形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても柔軟な対応が求められる。特に文化財の所在台帳や写真を整備するなど、保存の現状を把握する。

また、未指定、未評価の文化財についても所有者への啓発や所在台帳の整備を検討する。

3 美術工芸品等文化財の搬出作業の準備の指導

損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合、搬出作業を円滑に行うためには、日頃から次の点について留意するよう指導を行う。

- (1) 必要な備品、資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制を整備する。
- (2) 搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

第3 文化財の火災予防対策

1 所有者、管理者等への火災予防指導

防火管理者等に対し、自主防火管理体制の確立を指導・助言する。

また、文化財の近隣住民等に対して、日常の防火対策や火災発生時の消火、通報、文化財の搬出など消防訓練等を通じて防災意識の育成を図る。

2 喫煙・たき火等を制限する区域の指定

文化財所有対象物の建造物の付近やその内部を喫煙・たき火等を制限する区域に指定し、一般に公示するとともに、各指定区域に制札による掲示を行い、出火防止を図る。

3 文化財と地域を一体としてまもる取り組みの推進

大規模な延焼から文化財をまもるためには、文化財とその周辺地域を一体としてまもる取り組みが必要であり、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び文化財所有者、地域住民との連携強化により、災害時の協力体制の整備を推進し、予防体制の確立を図る。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-6 指定文化財一覧表

資料編 2-1-7 田原本町文化財分布図

第4節 ライフライン施設等の災害予防対策の推進

町及び各ライフライン施設の管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、施設の防災機能強化を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 上水道施設	総務課	磯城郡水道企業団
第2 下水道施設	下水道課	
第3 電力施設	総務課	関西電力送配電株式会社
第4 電気通信施設	総務課	西日本電信電話株式会社等
第5 放送施設	秘書広報課	NHK奈良放送局、 奈良テレビ放送株式会社等

第1 上水道施設

磯城郡水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 水道施設の耐震化

配水場・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、あわせて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化を進める。

2 水の融通体制の確立

送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 応急復旧体制の強化

(1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2) 水道事故対策書等の習熟に努め、必要に応じ改善を図るとともに、管路図等の管理体制を整備する。

4 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

5 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

6 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び防災関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

7 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、県及び近隣市町村と相互に協力する。
また、災害時に備え平常時から県営水道との連携体制の強化に努める。

第2 下水道施設

町は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 下水道災害予防

町は災害時に備え、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。また、雨天時の流入量が増大することから不明水の究明も継続的に進める。

2 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設となるよう配慮する。

また、施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

3 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

4 災害対策用資機材の整備点検

被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、可搬式排水ポンプその他必要な応急復旧用資機材等の調達体制の整備及び保有資機材の点検に努める。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び防災関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結を行い、協力体制を整備する。
- (2) 県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力施設

関西電力送配電株式会社は、災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るため、電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定め、災害予防対策を実施する。

第4 電気通信施設

1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

株式会社NTTドコモは、災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施する

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社は、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施する。

第5 放送施設

NHK奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社等は、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進する。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的を実施する。

第5節 危険物施設等の災害予防対策の推進

町及び磯城消防署は、危険物施設の火災やガス爆発等による災害発生を未然に防ぐため、県等防災関係機関と連携のもと、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 危険物施設災害予防対策	防災課	磯城消防署、 危険物取扱事業所等
第2 高圧ガス・LPガス施設災害予防対策	防災課	磯城消防署、 LPガス事業者等
第3 毒物・劇物施設災害予防対策	防災課	磯城消防署、 毒物・劇物保管施設管理者等
第4 放射性物質保管施設災害予防対策	防災課	磯城消防署
第5 原子力災害予防対策	防災課	

第1 危険物施設災害予防対策

磯城消防署及び危険物取扱事業所等は、危険物施設等が地震動や液状化、浸水等によってその施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等により広範囲にわたる被害を未然に防ぐため、保安体制の強化を図る。

1 保安教育の実施

磯城消防署は、保安管理の向上を図るため、県と連携し、危険物事業所の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する関係法令及び災害防除の具体的方法について、視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

2 規制の強化

磯城消防署は、危険物施設等の設置又は変更許可にあたって、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取り扱いが、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に考慮し、次の事項を重点に適時立入検査等を実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に従って、維持管理に関する検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震及び浸水等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 事業所等の防災組織の強化

危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

また、事業所等における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

第2 高圧ガス・LPガス施設災害予防対策

町は、関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

LPガス事業者等は、LPガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の計画を定め、実施に努める。

また、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処法について周知徹底をする。

第3 毒物・劇物施設災害予防対策

町は、毒物・劇物保管施設の管理者による、施設の管理・点検等の強化、保健所等防災関係機関への届出体制の確立、除毒作業に必要な中和剤の備蓄、従事者に対する教育・訓練等の災害予防対策が適切に講じられるよう、県が実施する指導、保安教育等に協力する。

第4 放射性物質保管施設災害予防対策

磯城消防署は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第5 原子力災害予防対策

町内及び県内には原子力施設は存在しないが、奈良県の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、町は、住民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

また、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

また、県又は原子力発電所立地市町村等から避難者の受入体制の整備について要請があった場合、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

【本節に関する資料】

資料編 2-2-6 危険物施設等一覧表

第6節 水害予防対策の推進

町は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、県及び防災関係機関と連携のもと、計画的な水害予防対策を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 河川・水路の改修等	まちづくり建設課	中和土木事務所
第2 水害防止対策の推進	まちづくり建設課、防災課	中和土木事務所
第3 農地・ため池の防災対策	まちづくり建設課	

第1 河川・水路の改修等

町及び防災関係機関は、河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。

また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

1 水害の防止

- (1) 県と共同して大和川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上させるため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備に努める。
- (4) 町は、雨期前に水路の重点箇所の点検、浚渫、清掃を実施するとともに、県、土地改良区に対し、河川施設の点検整備や構造物等へ引っ掛かった浮遊物等の除去を要請する。
- (5) 町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

2 水防施設等の点検・整備

(1) 河川施設等の点検・整備

氾濫防止と治水機能維持のため、各河川管理者は、水防施設の点検・整備を行う。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫（河川防災ステーション等）・資機材の点検・整備

各河川管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

4 気象及び河川情報システムの活用

各河川管理者は、広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システムを活用する。

第2 水害防止対策の推進

町は、県が行う水位情報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報伝達・避難体制の整備を行う。

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

1 浸水想定区域における避難確保措置

浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及びその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地は、資料編に示すとおりである。

2 水位情報の通知及び周知

町内では、大和川、曾我川、飛鳥川、寺川が、県知事により水防法による水位周知河川に指定されている。

住民の円滑な避難のため、河川ごとに水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）が設定されており、河川水位がこれに達したときは、県から町に通知されるため、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した旨の情報等の伝達方法を、事前に住民に周知する措置を講じる。

3 洪水ハザードマップの作成・更新等

県により大和川、曾我川、飛鳥川、寺川、葛城川及び米川による浸水想定区域が公表されており、これらに基づき、避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップを作成し住民に周知する。

浸水想定区域等の見直しがあった場合など、必要に応じマップの更新等を行い周知に努める。

4 避難の判断伝達マニュアルの作成

【警戒レベル4】避難指示（緊急）、【警戒レベル3】高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、町長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

5 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

浸水想定区域内に位置し、資料編で名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。

また、訓練を実施するとともに、自衛水防組織を置くように努める。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第3 農地・ため池の防災対策

町及び県、土地改良区、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農地内の湛水による被害を防止軽減するために、農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

3 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。
- (2) 町は、ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、田原本町消防団等の協力を得て、巡視等監視体制の強化に努める。
- (3) ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資機材を整備する。
- (4) 農業用施設等の管理者は、常に気象予警報等に注意し、これらの巡回・点検を行い、現地に適した災害の未然防止に万全を期すものとする。

4 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

町は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-------|--------------------|
| 資料編 | 2-2-1 | 重要水防箇所一覧表 |
| 資料編 | 2-2-2 | 雨水対策施設整備箇所一覧表 |
| 資料編 | 2-2-3 | 井堰・樋門一覧表 |
| 資料編 | 2-2-4 | 水防倉庫・水防資機材等一覧表 |
| 資料編 | 2-2-5 | 田原本町河川防災ステーション設置条例 |
| 資料編 | 3-5-3 | 要配慮者関連施設一覧表 |

第7節 地盤災害・風害・雪害の予防対策の推進

町は、地震による地盤災害（液状化被害）、風害、雪害を未然に防止するため、県及び防災関係機関と連携し、有効な災害防止対策を実施するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 地盤災害予防対策	まちづくり建設課	中和土木事務所
第2 風害予防対策	防災課、地域産業推進課、 まちづくり建設課	中和土木事務所
第3 雪害予防対策	まちづくり建設課	中和土木事務所

第1 地盤災害予防対策

町は、第2次奈良県地震被害想定調査等を踏まえ、地震による地盤災害（液状化被害）を防止するため、防災関係機関の協力を得て公共施設等の液状化被害の防止対策（地盤改良等）の促進に努める。また、住民、事業者等に対しても、液状化の危険性と予防対策の周知及び実践の促進に努める。

第2 風害予防対策

町は、風害の予防について、暴風施設の整備等によりその効果を期すものとするが、台風等に対する当面の災害予防は、予想し得る気象状況を早期に把握し、必要な措置を講じる。

1 台風に伴う風害の予防対策

台風の襲来等に伴う風害を防止するため、住民等に対して次のような家屋等の予防対策の促進に努める。

- (1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれのある建物は、支柱、ロープ等で補強する。
- (3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等の補強を行う。
- (4) 電灯引込線のたるみや破損の点検を行い、必要に応じて関西電力送配電株式会社に連絡する。

2 農作物の防災対策

農作物の適地適作等により災害の回避を図るとともに、県が実施する耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化に協力する。

第3 雪害予防対策

町は、大雪等による被害を防止するため、防災関係機関との連携により、雪害予防対策に努める。

1 雪害情報の連絡体制の確立

気象予警報の伝達システムにより、雪害情報の連絡体制の確立を図る。

2 積雪時における消防体制の確立

積雪時の消防活動が十分に行われるよう、道路の除雪、排雪、消火水路の確保等に努める。

3 融雪剤の設置

冬季の路面凍結に備えて路面凍結の発生しやすい町道に融雪剤を設置する。

第8節 火災予防対策の推進

町及び磯城消防署は、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実を図り、火災予防対策の推進に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 出火防止及び初期消火の徹底	防災課	磯城消防署
第2 火災拡大要因の除去	まちづくり建設課	磯城消防署

第1 出火防止及び初期消火の徹底

磯城消防署は、町と連携し、以下により住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 指導

(1) 予防査察

防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

学校、病院等、消防法施行令に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況に関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

イ 予防査察の実施

(ア) 管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

(イ) 防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し定期の予防査察の他に随時予防査察、特別予防査察を実施する。

(2) 関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

(3) 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令又は告発等違反処理を行い、早期是正を図る。

(4) 初期消火の実効性の確保

災害時における初期消火の実効性を高めるため、家庭、地域、事業所等に火災警報器、消火器、消火バケツの設置を促進する。

2 啓発

- (1) 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図る。
- (2) 町内一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の取り扱いなど火災予防知識の啓発、消火器具等の普及を推進するとともに、地震発生時の火気使用器具の取り扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。
- (3) 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- (4) 事業所等における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者並びに関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

3 消火訓練の実施

地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、磯城消防署の指導のもとで、消火訓練を実施し、初期消火体制の充実を図る。

第2 火災拡大要因の除去

町は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3章 災害に備えた防災体制づくり

第1節 総合的防災体制の整備

町及び防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、防災関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害組織体制等の整備	防災課	
第2 防災関係機関等との連携体制の整備	防災課	
第3 地域防災拠点の整備・充実	防災課	国保中央病院
第4 防災用資機材等の確保	防災課、まちづくり建設課	
第5 防災に関する調査研究の推進	防災課、まちづくり建設課	

第1 災害組織体制等の整備

1 防災組織体制の整備・充実

町は、防災組織体制について、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化等に配慮した配備等を行う。

また、職員の分担業務については、平常時から、職員研修、防災訓練等の機会を通じて、習熟を図る。

2 動員配備体制の整備・充実

町は、災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、地震災害、風水害等における動員・配備体制について、明確な基準を定めるとともに、勤務時間外の参集体制の整備を図る。

また、配備基準ごとの参集要員及び連絡網等については、職員の異動等必要に応じて随時更新する。

3 災害従事者用物資の確保体制の整備

災害応急対策に従事する職員の食料、飲料水、衣料、毛布等の確保についての備蓄・調達計画を作成し、災害発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

4 人材の育成、確保

町は、防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努めるとともに、災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、町地域防災計画の改訂等を踏まえ、職員の防災マニュアルの習熟と改訂に努める。

また、町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるとともに、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

5 業務継続計画

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、災害時に業務が継続できるよう、次に掲げる特に重要な6要素等を定めた業務継続計画を策定する。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2 防災関係機関等との連携体制の整備

町は、以下のように防災関係機関等との連携体制の整備を図る。

1 防災関係機関・民間団体等との連携体制

防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織との連携強化を図るとともに、磯城消防署、田原本町消防団との連携及び協力体制を強化する。

また、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

なお、町、国及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

2 防災関係情報の共有化

災害発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速かつ的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

3 県現地災害対策本部との連携

災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。

4 広域的な応援体制の確立

災害時の広域的な防災協力体制の確立のため、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しつつ、災害時相互応援協定の締結を推進するほか、大火

災等に対処するため、消防組織法第39条の規定による隣接市町相互間の連携の強化を図る。

また、応援を受けた場合の執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画を作成しておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるよう、定期的に訓練を実施するなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務場所の確保を行う。

5 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

6 緊急消防援助隊の受入体制の整備

大規模災害時における救出救助活動等をより効果的に実施するため、緊急消防援助隊との連携、受入体制の整備に努める。

7 広域緊急援助隊の受入体制の整備

大規模災害時における災害警備活動を円滑に実施するため、広域緊急援助隊との連携、受入体制の整備に努める。

第3 地域防災拠点の整備・充実

町は、災害発生時に的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できるように、平時から防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点と位置づけ、防災拠点の機能充実を図るとともに、安全性の確保に努める。

1 災害対策本部設備の整備

(1) 本部室の耐災害性の確保

町は、災害対策本部の設置予定場所の耐震化を進めるとともに、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じる。

また、本部設置予定施設が被災した場合に備え、代替場所の確保・整備を行う。

(2) 本部設置資機材の整備

本部設置予定場所には、通信施設、情報収集設備、応急対策用地図、その他本部運営に必要な資機材を迅速に設営できるよう、耐災害性が確保された場所に保管する。

また、災害発生直後に情報交換が必要な防災関係機関・団体、田原本町消防団、自治会、自主防災組織等の代表者名簿等を平常時から一定の場所に保管し、災害発生時に速やかに活用できるようにする。

2 地域防災拠点の機能整備

町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、県の広域防災拠

点及び物資輸送拠点等と連携した地域防災拠点の整備に努める。

(1) 情報通信拠点の整備

町役場、駅、避難所等を災害時情報拠点として設定し、災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努める。

(2) 医療救護拠点

国保中央病院を医療救護拠点として位置づけ、災害時には医療機関相互の連絡調整を図るなど、町の医療・救護活動を統括する上での必要な整備を図る。

(3) 応援部隊の受入れ及び活動拠点

自衛隊をはじめとする応援部隊を受入れるため、史跡公園、道の駅等を後方活動拠点として位置づけ、連絡機能の整備を図る。

(4) 備蓄拠点

救助物資の備蓄は、指定避難所等に計画的に行うものとし、備蓄体制の確立に努める。

(5) 物資輸送拠点

緊急輸送道路の指定状況や県の広域防災拠点及び物資輸送拠点の位置を勘案し、救助物資の集出荷を行う輸送拠点として史跡公園や道の駅等を指定し、仮設の防災倉庫の設置等必要な措置を講じる。ただし、史跡公園での設置場所についてはあらかじめ指定された場所とする。

また、物資輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(6) ボランティア拠点

災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、町社会福祉協議会をボランティア拠点として位置づけ、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する体制の整備に努める。

(7) 緊急避難拠点

大規模な災害に備え、一時的に多くの住民が避難できる延焼の危険性が少ないオープンスペースを有する史跡公園や道の駅等を災害時の緊急避難的な避難場所として活用できるよう、災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集機能を有するものとして整備する。

3 防災機能の充実

指定避難所、公園等への耐震性貯水槽整備手法の研究や、耐震性防火水槽の整備に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄など、防災機能の充実に努める。

第4 防災用資機材等の確保

町は、応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料

の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、被害の状況に応じて消毒を行うため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1 被害想定 of 調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

2 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-4-2 災害時相互応援協定一覧表

資料編 3-4-3 消防相互応援協定一覧表

第2節 情報収集伝達体制の整備

町は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努めるとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、体制及び施設の整備に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 情報収集伝達体制の強化	防災課	
第2 通信手段の整備	防災課	奈良県広域消防組合、 西日本電信電話株式会社
第3 災害広報体制の整備	防災課	
第4 災害情報共有化の推進	防災課	

第1 情報収集伝達体制の強化

町は、災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

1 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県から伝達される防災情報を町が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達するとともに、町教育委員会、田原本町消防団幹部、町社会福祉協議会、自治会長に電話等で伝達し、町教育委員会は学校へ、自治会長は住民に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県から伝達される防災情報を町が受理し、必要な情報は関係各課及び機関へ伝達できる体制を整備する。

3 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、自治会、自主防災組織等を通じて速やかに町に通報するよう住民に周知する。

4 職員参集時の情報収集

職員は参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

5 非常通信体制の充実強化

電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、防災関係機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第2 通信手段の整備

町は、災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに、保守管理の徹底を行う。

1 通信系の確保

町は、災害に関する情報連絡等について、有線電話等の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、自家用発動発電機等の予備電源の確保を図る。

また、西日本電信電話株式会社に対し、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先電話として申し出て協議し、災害時において必要な有線電話を確保する。

さらに、自治会有線放送についても各自治会に対し、整備の働きかけを積極的に行う。

2 通信手段の多様化

町は、携帯電話、衛星通信、防災配信メール等の連絡手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の能力の向上を図る。

3 防災行政無線等の利活用

(1) 町は、災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を住民に伝達する手段として、デジタルMC A同報通信システムや全国瞬時警報システム（J - A L E R T）などの防災行政無線を利活用する。

(2) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのファクシミリ、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 消防無線の整備充実

奈良県広域消防組合は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、消防無線の整備充実を努める。

5 災害時のWi-Fiの活用

災害時にWi-Fiが認証手続きなしで使用できるよう解除の手順については、災害対策本部の本部長（町長）が必要と認めたときに、Wi-Fi解除の連絡を通信事業者に行う。

解除レベルの判断基準としては、「災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき」とする。また、周知方法については、避難者等に、掲示、放送等による周知を行う。

第3 災害広報体制の整備

1 住民への情報提供体制

町は、報道機関を通じた情報提供、デジタルMC A同報通信システム及び広報車や自治会有線放送による広報等の体制を確立するとともに、町ホームページ等により情報を提供する。

また、住民への防災情報伝達手段として、デジタルMC A同報通信システム及び携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを放送・配信するとともに、避難所となる学校等への電話、ファクシミリ等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

2 住民への広報手段の周知

- (1) 災害時は、デジタルMC A同報通信システム、広報車、自治会有線放送、テレビ、ラジオ、町ホームページ、SNS等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) 平常時から災害時情報拠点（町役場、駅、避難所等）を住民に周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

町は、住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やファクシミリ、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

4 Lアラート

町は、災害発生時の情報伝達手段として、Lアラート等の普及に向けて、県及び他市町村との検討を進める。

第4 災害情報共有化の推進

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

また、平常時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システムを利用した災害情報システム構築の推進を検討する。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-3 田原本町デジタルMCA同報通信システム管理運用要綱

第3節 消防・救助・救急体制の整備

町及び奈良県広域消防組合は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う大規模市街地火災に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取り扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消防力の充実	防災課	奈良県広域消防組合、田原本町消防団
第2 水防活動体制の整備	防災課	奈良県広域消防組合、田原本町消防団
第3 救急・救助体制の充実	防災課	奈良県広域消防組合

第1 消防力の充実

町と奈良県広域消防組合は、大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。

(1) 消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

田原本町消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車等の消防設備の整備に努める。

2 消防水利の整備

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性防火水槽等の計画的な設置・拡充を進めるとともに、プールや河川、ため池等の利用を含め、地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛体

制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した田原本町消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

(3) 田原本町消防団員の教育訓練

田原本町消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

第2 水防活動体制の整備

町は、水防活動の円滑な実施を図るため、水防活動要員の育成を行うとともに、訓練等の実施を通じ水防活動体制の整備に努める。

1 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、次に掲げるような業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省で定める団体を申請により水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発

2 水防訓練、避難訓練の実施

町は、毎年1回以上なるべく出水期前に、田原本町消防団、奈良県広域消防組合及び水防協力団体と協力して水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図る。

第3 救急・救助体制の充実

- 1 奈良県広域消防組合は、救急隊員の専任率の向上を図るとともに、救急の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充及び救急救命士の活用に努める。
- 2 奈良県広域消防組合は、災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ（負傷者の程

度別判別)が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

- 3 町は、奈良県広域消防組合と連携し、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- 4 町は、奈良県広域消防組合と連携し、地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- 5 町は、奈良県広域消防組合と連携し、自らが保有する救助用資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。
- 6 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

【本節に関する資料】

資料編 2-3-1 消防力の現況

資料編 2-3-2 消防水利の現況

資料編 2-3-3 田原本町消防団の現況

第4節 災害時医療体制の整備

町は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、県及び医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 初期医療体制の整備	健康福祉課	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会
第2 後方医療体制の充実	健康福祉課	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会
第3 医療品等の確保	健康福祉課	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会
第4 患者等搬送体制の確立	健康福祉課	奈良県広域消防組合
第5 災害医療に関する普及啓発	健康福祉課	奈良県広域消防組合

第1 初期医療体制の整備

町は、町内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平常時から整備する。

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

災害発生直後において初動医療救護活動を円滑に実施するために、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

2 国保中央病院、田原本町医師会との協力体制の確立

町は、町域における災害医療の拠点となる国保中央病院等医療機関の整備を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、国保中央病院、田原本町医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

3 医療救護班の整備

国保中央病院、田原本町医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画の作成を推進する。

4 医療救護所設置予定施設の整備

災害発生直後から主に軽症患者に対する医療や被災者等の健康管理が行えるよう、指定避難所となる小中学校や高等学校など医療救護所設置予定施設を調査・検討し、住民へ周知する。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整するものとし、必要に応じ、自家発電設備等の整備を図る。

第2 後方医療体制の充実

県は、各保険医療圏において、中心的役割を担う地域災害拠点病院を指定している。

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。

町は、災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、田原本町医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

また、県指定の地域災害拠点病院である済生会中和病院（東和保健医療圏）を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、県の調整のもと、協力病院の拡充を推進する。

災害拠点病院

区分	災害拠点病院名
基幹災害拠点病院	県立医科大学付属病院
地域災害拠点病院（二次医療圏：東和保健医療圏）	済生会中和病院

第3 医療品等の確保

町は、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療用資器材等について、備蓄を推進する。

また、田原本町医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

国保中央病院を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から奈良県薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第4 患者等搬送体制の確立

1 患者搬送

町は、県と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システムの受入可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両又は町の公用車等を活用して行う。

3 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第5 災害医療に関する普及啓発

町及び奈良県広域消防組合は、住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージ（負傷者の程度別判別）の意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-1 医療機関一覧表

第5節 緊急輸送体制の整備

町は、災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 陸上輸送体制の整備	防災課、まちづくり建設課	中和土木事務所、県公安委員会、奈良県広域消防組合
第2 航空輸送体制の整備	防災課	奈良県広域消防組合
第3 交通混乱の防止対策	まちづくり建設課	天理警察署

第1 陸上輸送体制の整備

町は、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急輸送道路ネットワークの区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開（道路の障害物を除いて通行できるようにすること。）といった災害後の復旧活動を考慮して次の3つに区分されている。

(1) 第1次緊急輸送道路

ア 他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路）

イ 災害発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（町役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路の選定

(1) 県選定の緊急輸送道路

県が選定している町に係る緊急輸送道路は、資料編に示すとおりである。

(2) 町の緊急輸送道路の選定

防災関係機関と協議のうえ、県選定の緊急輸送道路と町内の防災拠点等を連絡する道路を町の緊急輸送道路として選定・整備に努める。

3 緊急輸送道路の周知

緊急輸送道路については、住民、事業所等への周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される町有車両について県公安委員会に事前に届出をするとともに、防災関係機関への周知を図る。

5 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

6 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 防災関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第2 航空輸送体制の整備

町は、県等の防災関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備に努めるとともに、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて、着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

また、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議する。

第3 交通混乱の防止対策

1 災害時の応急点検体制の整備

町は、平常時から緊急輸送道路の安全性を十分に確認するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

町は、災害時の避難にあたって、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

町は、交通安全施設の整備など県公安委員会及び天理警察署が行う交通規制・管制体制の整備に

協力する。

【本節に関する資料】

資料編 3-6-1 緊急輸送道路

資料編 3-6-3 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第6節 避難体制の確立

町、県及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、災害から住民を安全に避難させるため、避難路、避難場所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努め、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難場所及び避難路の選定等	総務課、防災課、まちづくり建設課	
第2 避難誘導體制の整備	総務課、健康福祉課、長寿介護課、保険医療課	磯城消防署、田原本町消防団
第3 防災上重要な施設における計画	教育総務課、健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	

第1 避難場所及び避難路の選定等

町は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場所・避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

1 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。

本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の区分

町では、避難所及び避難場所を緊急避難のための指定緊急避難場所、収容避難のための指定避難所、要配慮者の避難する福祉避難所に区分する。

町では、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねている。

避難所区分	概要
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 (最寄りの公園、広場等で原則として給食等を行わない。)
指定避難所	一定期間滞在して避難生活をする施設 (避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、30人以上収容することができる建物とする。)

3 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路となる道路、橋梁等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講じる。
- (2) 原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- (3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (4) 浸水等の危険のない道路とする。
- (5) 主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することをできるだけ避ける。

4 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準等

町長は、災害時における緊急の避難場所として、次の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

ア 災害の種類

- (ア) 洪水
- (イ) 地震
- (ウ) 大規模な火災
- (エ) 内水氾濫・外水氾濫による浸水

イ 指定基準

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (イ) 災害が発生した場合において、人命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、下記（エ）、（オ）に適合する施設については、この限りでない。
- (ウ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (エ) 災害により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (オ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

(2) 指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（町有施設を除く。）の同意を得なければならない。

(3) 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(4) 指定の取消

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

5 指定緊急避難場所及び避難路の整備

町は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- (5) 指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- (6) 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難所の災害種別を明示

6 指定緊急避難場所の公表

町は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第2 避難誘導體制の整備

町は、災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築

発災時に、迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報を使用した具的な基準を策定する。また、指示等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン、（令和3年5月 内閣府（防災担当））」等を参考にする。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な

避難行動の喚起に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

さらに、避難指示についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

2 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉機関等で、連携を行うことが必要である事に留意する。

- (1) 防災行政無線の屋外スピーカー
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) インターネットやSNS
- (4) 緊急速報メール、安心安全メール
- (5) ファクシミリ 等
- (6) IP通信網、テレビ網 等

3 住民への周知及び啓発

(1) 災害リスク等の開示

円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定避難所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、町は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。

(2) ハザードマップの内容の理解促進

町は、洪水ハザードマップ、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成

し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進

ア 町は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は川や田畑、用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

イ ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組む。

ウ 「避難」は必ずしも指定避難所等へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。町は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

エ 町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

オ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(4) 生活再建に向けた事前の備え

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

4 避難計画の策定

災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等の発令区域・タイミング
- (3) 水害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生

- (4) 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (6) 指定避難所の整備に関する事項
- (7) 避難準備及び携帯品の制限等
- (8) その他必要な事項

5 要配慮者避難誘導體制の整備

- (1) 民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら要配慮高齢者、障害者等の所在等の把握に努める。
- (2) 要配慮高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう、自治会、自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (3) 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。
- (4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者、障害者等の避難行動に対する理解の促進を図る。

第3 防災上重要な施設における計画

防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学校等

学校等においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児・児童・生徒の身体及び生命の安全を確保するため、次の事項に留意して避難計画を策定する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育、保健、衛生、給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を策定する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療、保健、衛生、給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を策定する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の保健、衛生、給食等の実施方法

第4 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は町に対し必要な支援、助言を行う。

第7節 避難運営体制の整備

町は、避難所を指定するとともに、日頃から地域住民と協力して避難所運営訓練を実施するなど、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。

また、在宅被災者等についても必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努めるとともに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスや帰宅困難者等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難所の選定等	防災課	
第2 避難所の運営管理体制の整備	防災課、教育総務課	
第3 在宅被災者等への支援体制の整備	防災課、教育総務課	

第1 避難所の選定等

町長は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

1 定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類しており、本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

2 指定避難所の指定基準

町は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確

保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

3 避難所の指定

(1) 指定にあたっての注意事項

町長は、避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（町有施設を除く。）の同意を得なければならない。

(2) 県への通知

町長は、避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(3) 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(4) 住民への周知

町長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知するとともに、避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年公表する。

4 多様な施設の利用

町は、防災関係機関との連携を図り、多様な施設の利用について検討する。

(1) 県有施設の利用

県と連携のもと、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

(2) 民間施設の利用

指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院、自治会館等の民間施設の利用についても検討する。

(3) 隣接市町等における受入体制の検討

避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町等との間で災害発生時における避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行う。

(4) その他の施設の利用

国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

5 避難所の整備

町は、避難施設について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) トイレのバリアフリー化等

要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

(2) 避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

(3) 設備の充実による避難施設としての機能強化

避難所として指定する施設は、次のような設備の充実を図り、避難施設としての機能強化を推進するとともに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- ア 非常用電源、自家発電機
- イ 衛星携帯電話等複数の通信手段
- ウ 換気や空調、照明設備
- エ 食料、飲料水、生活用品
- オ マスクや手指消毒液、体温計（非接触型）、ゾーニング用テープ、パーテーション（感染症流行時等）、衛生用品（石けん、アルコール等消毒液、ビニール手袋、ペーパータオル等）
- カ 暖房器具
- キ マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ク 簡易トイレ
- ケ パーテーション 等
- コ スロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

(4) 要配慮者や女性等に配慮した避難施設・設備の整備

要配慮者や女性等の利用を考慮し、次のような設備、備蓄品等の整備に努める。

なお、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- エ 生理用品
- オ 粉・液体ミルク、おむつ等の乳幼児用品

6 避難所の鍵の分散管理

町は、避難所開設時のリスク回避のため、避難所の鍵を近隣に居住する複数名の者に管理させるなどして、迅速かつ確実な避難所開設を目指すように努める。

7 指定避難所の公表

町は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第2 避難所の運営管理体制の整備

町は、自主防災組織等と協力して、避難所の運営管理体制について、以下の体制等を整備する。

1 避難所運営マニュアルの整備

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」を参考とし、必要に応じて、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの整備・見直しに努める。その際、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように留意する。また、感染症蔓延時の開設手順、役割分担、ゾーニング設定、利用ルール等の確認も行う。

2 住民等による避難所の運営体制の整備

地域による避難所の自主運営の考え方について周知し、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

3 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施するとともに、定期的に開設手順の確認を行い、実際の災害に備える。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

4 避難所としての学校施設利用計画の策定

町は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の計画策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

町は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。

町は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、パーテーション等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

第3 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第4 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の避難所運営活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第8節 二次災害防止体制の整備

町は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、県及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物や宅地の危険度を判定するための制度を整備する。

なお、被災宅地の危険度判定は、風水害による場合でも制度上は可能である。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災建築物応急危険度判定制度の整備	まちづくり建設課	県（建築課）
第2 宅地等災害予防対策	まちづくり建設課	県（建築課）

第1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

町は、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度判定実施体制の整備を行う。

1 実施体制の整備

県と連携のもと、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じ、建築関係団体等を含めた被災建築物応急危険度判定の実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築するとともに、相互支援体制の整備に努める。

さらに、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。

2 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第2 宅地等災害予防対策

町は、豪雨や地震による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

1 宅地の安全性の向上

(1) 宅地の安全性

近年の豪雨災害や熊本地震等の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「計画都市法」の適切な運用に努め、安全性の向上を図る。

(2) 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど、宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布等、広く住民に周知し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

2 二次災害の軽減・防止対策

(1) 被災宅地応急危険度判定士の養成、登録

被災宅地の被害の程度を調査し、危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実施訓練等により、判定士の技能向上を図る。

また、県と連携のもと、災害後の被災宅地危険度判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災宅地危険度判定の実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築するとともに、相互支援体制の整備に努める。

さらに、被災宅地応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県から派遣された被災宅地応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。

(2) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、被災宅地応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9節 緊急物資供給体制の整備

町は、災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品（以下「物資」という。）の調達及び供給について、住民、町、県等それぞれの役割分担を明確にして、平常時からの体制の確立を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住民、町、県の役割分担	防災課	
第2 給水体制の整備		磯城郡水道企業団
第3 食料・飲料水及び生活必需品の確保	防災課	

第1 住民、町、県の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐにいきわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、3日分できれば1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

なお、この分量を確保するにあたっては、ローリングストック法*等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についてもあわせて準備するよう努める。

※ ローリングストック法

ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法

2 町の役割

町は、被災住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき、調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災住民へ物資を円滑に供給するため、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

また、町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる指導を行うこととしている。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用できるよう、協定等に基づき整備に努める。

第2 給水体制の整備

磯城郡水道企業団は、震災時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 町内の配水場を災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。

2 応急給水体制の整備

- (1) 給水拠点における応急給水及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて町内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 県との相互協力を図る。

第3 食料・飲料水及び生活必需品の確保

町は、重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制等を整備する。

1 重要物資の備蓄

重要物資として以下の品目を備蓄する。

- (1) 非常食、水
- (2) 要配慮者向け非常食
- (3) 毛布
- (4) 衛生用品(おむつ、生理用品等)
- (5) 簡易トイレ

2 その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

なお、確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（L P ガス、L P ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (8) 感染症対応品（マスク、手指消毒液等）
- (9) 要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- (10) 棺桶、遺体袋
- (11) その他必要物資

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

- (1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量調査の実施
- (4) 供給体制の整備（自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄）
- (5) 市町村間の応援協定の締結

4 平常時の報告

平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-------|---------------|
| 資料編 | 3-8-1 | 上水道施設の現況 |
| 資料編 | 3-8-2 | 応急給水用資機材の現況 |
| 資料編 | 3-8-3 | 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表 |

第10節 防疫体制の整備

町は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 町防疫班の編成	健康福祉課	
第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備	健康福祉課	中和保健所
第3 職員の訓練	健康福祉課	中和保健所

第1 町防疫班の編成

町は、防疫実施のため数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立て整備を図る。

第3 職員の訓練

町は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-2 防疫用備蓄品の現況

第11節 廃棄物処理体制の整備

町は、災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平素より維持管理のための点検や体制づくり等を整備する。

また、町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 廃棄物処理施設の整備等	環境管理課、 環境未来推進課	
第2 災害時の相互協力体制	環境管理課、 環境未来推進課	
第3 廃棄物仮置き場等の配置計画	環境管理課、 環境未来推進課	

第1 廃棄物処理施設の整備等

- 1 町は、災害により一般廃棄物処理施設の円滑な稼働を損なわれることのないよう平常時から施設設備の整備点検と施設保護のための周辺の整備に努める。
- 2 町は、停電時の非常用自家発電設備及び浸水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

第2 災害時の相互協力体制

町は、動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。

また、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下「相互支援協定」という。）に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

第3 廃棄物仮置き場等の配置計画

- 1 町は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- 2 町は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- 3 町は、生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-1 ごみ・し尿処理施設一覧表

資料編 3-9-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する業者

第12節 火葬場等の確保

町は、災害の際に死亡した者について、混乱期に際しその遺族等が埋葬を行うことが困難な場合における応急的な遺体処理及び火葬等について円滑に実施するための体制を整備する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 火葬データベースの整備	健康福祉課	
第2 応援協力体制の確立	健康福祉課	

第1 火葬データベースの整備

町は、葬祭業者等を把握し、火葬データとして整備する。

第2 応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間の応援体制の整備を推進する。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-3 火葬場施設一覧表

第13節 応急住宅等供給体制の整備

町は、災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られるよう体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 応急仮設住宅の供給体制の整備	まちづくり建設課	
第2 町営住宅の空き家状況の把握	まちづくり建設課	
第3 民間賃貸住宅等の借り上げに係る連絡体制等の整備拡充	まちづくり建設課	

第1 応急仮設住宅の供給体制の整備

1 必要戸数の把握

町は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき、必要戸数の想定を検討するとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、応急仮設住宅建設候補地台帳の作成に努める。

2 実施体制の整備

町は、県及び一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、大規模災害時には市町村間を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、県の調整のもと、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、防災関係機関との検討・調整に努める。

第2 町営住宅の空き家状況の把握

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努めるとともに、被災者の生活再建を支援する観点から、入居の資格を緩和する。

また、所得金額から損害額を控除した額が減免基準以下である場合、家賃を軽減する。

第3 民間賃貸住宅等の借り上げに係る連絡体制等の整備拡充

町は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、民間賃貸住宅等を応急借上住宅として迅速に活用できるよう、関係団体等との連絡体制及びその運用についての整備・拡充に努める。

第14節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 鉄道施設	まちづくり建設課	近畿日本鉄道株式会社
第2 道路施設	まちづくり建設課	奈良国道事務所、中和土木事務所

第1 鉄道施設

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制の整備を図る。

第2 道路施設

町は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、防災関係機関との協力体制の充実を図る。

また、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行い、応急点検体制の整備に努める。

第15節 防災営農対策の推進

町は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、関係機関と連携のもと、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 指導体制の確立	地域産業推進課	奈良県農業協同組合
第2 営農技術の確立及び普及	地域産業推進課	
第3 畜産対策	地域産業推進課	

第1 指導体制の確立

町は、防災関係機関及び団体と連携し、農業協同組合の営農指導職員による各農家への指導体制を確立する。

第2 営農技術の確立及び普及

町は、防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに各農家への広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

第3 畜産対策

町は、家畜伝染病の予防について平素から畜産農家にその指導を行うとともに、県の指示に基づきまん延防止に努める。